

製 造 事 業 場 認 定 書

船舶安全法第 6 条ノ 2 の規定により下記のとおり認定する。

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る船舶又は物件の範囲
- 3 認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 4 船舶又は物件の範囲以外についての限定事項

年 月 日

国土交通大臣

印